

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和2年7月27日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 兵庫県神戸市灘区都通3丁目3番16号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） ケンコーマヨネーズ株式会社 代表取締役社長 炭井 孝志					
主たる業種	食料品製造業				細分類番号	0 9 9 6	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	工場における、エネルギーの維持管理を確保するために「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、地球温暖化防止を図る。						
計画を推進するための体制	環境管理推進委員会を設置し、省エネの活動を図る。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	13,773.2 トン	12,089.5 トン	12,498.7 トン	13,868.6 トン	-6.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	12,746.9 トン	12,089.5 トン	12,498.7 トン	13,868.6 トン	0.6 パーセント	
実績に対する自己評価		西日本地区のサラダ生産拠点工場の位置付けにより、生産品目、製品形態の増加、生産設備の増強等により排出量が増加傾向です。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量)	51.01	43.18	45.45	47.50	-11.04 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		市販向けサラダの増産により小型形態の生産割合が増加した事により重量ベースでの出来高が悪化した為、エネルギー効率の低下の要因となった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	重点対策の追加項目について、取組予定でしたが生産IV棟の建設のため不十分となりました。					
	(30)年度	重点対策の追加項目について、取組予定でしたが生産IV棟の建設のため不十分となりました。					
	(31)年度	重点対策の追加項目について、取組予定でしたが生産IV棟が稼働しエネルギー使用量が増えたが、当初計画の生産重量には達しておらず原単位は悪化している。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	マイカー通勤の他に、合理的な手段がないため、措置は実施していない。ただし「エコドライブ10のすすめ」およびアイドリングストップを推進しています。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	舞鶴市主催「川と海を美しくする会」の清掃活動に毎年参加しています。						
特記事項	平成25年度食品産業環境対策推進事業「第一回食品産業もったいない大賞」において、西日本工場（舞鶴市）が自社施設内に設置した、ポテト皮ルにおける液状飼料化の取組が評価され『食料品産業局賞』を受賞しました。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。